

2018年9月28日

I、「水産業協同組合法」における「水産加工業」について

(『水産業協同組合法の解説：第7版』：水産庁協同組合課編・水産社発行)

- ① 敗戦（1945年・昭和20年）から3年後の1948年（昭和23年）12月に「漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期する」ことを目的に水産業協同組合法（水協法）が公布（翌年施行）された。この新たな水協法の中に旧漁業法に規定されていた「漁業協同組合」などとともに「水産加工業協同組合」及び「水産加工業協同組合連合会」が規定された。
- ② 戦前の水産加工業者の団体としては、1925年（大正14年）の「工業組合法」により設立された水産物製造工業組合があった。業種別に都道府県を区域として組織、全国組織もあった。蒲鉾、竹輪、佃煮、瓶詰、削節、昆布加工、海苔加工、海藻加工、油脂など総数362組合に及んだ。（「水産業協同組合法の解説・7版」：10頁）
- ③ 戦時中は1943年（昭和18年）の「水産業団体法」の制定で水産関係団体は自主的性格を払拭され整理・統合、国策協力機関となった。水産業団体は各市町村に1漁業会、各都道府県に1水産業会と1製造業会、中央に中央水産業会を置いた。水産加工団体は、製造業会に統合された。（同12頁）
- ④ 戦後の水協法制定に当って「水産業協同組合法の解説」では、「特徴的なのは…水産加工業協同組合の規定を同一法中に入れたこと」としながら、「これについては、水産加工業者を漁民と対立的に把え、同床異夢のきらいもあるとの批判があった」と記している。反対意見もあったようだ。（同14頁）
- ⑤ 水協法が施行された1949年（昭和24年）の水産加工業協同組合数は203、同連合会数は10を数えた。（同15頁）

■組合数の推移（都道府県知事認可組合、3月31日現在）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
沿海漁協	1,159	1,092	1,026	1,002	998	977	972	964	960	958
生産組合	484	475	464	459	470	471	466	458	457	450
水産加工協	122	120	118	113	110	107	107	103	99	97
水産加工連	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

(水産庁：水産業協同組合 年次報告より)

- ⑥ 水産加工業協同組合及び同連合会の事業は、下記の水協法第 93、97 条に記載の 11 事業となっている。

水産業協同組合法 1948 年（昭和 23 年）12 月 15 日公布

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。

（組合の種類）

第二条 水産業協同組合（以下この章及び第七章から第九章までにおいて「組合」という。）は、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会とする。

.....

第二章 漁業協同組合

第一節 事業

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- 三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 六 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- 七 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 八 漁場の利用に関する事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
- 九 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置
- 十 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
- 十一 組合員の共済に関する事業

- 十二 組合員の福利厚生に関する事業
- 十三 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供
- 十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十五 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん
- 十六 前各号の事業に附帯する事業

第三章 漁業生産組合

(事業の種類)

第七十八条 漁業生産組合（以下本章において「組合」という。）は、漁業及びこれに附帯する事業を行うことができる。

第四章 漁業協同組合連合会

(事業の種類)

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- 三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 四 所属員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五 所属員の事業に必要な物資の供給
- 六 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置
- 七 所属員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 八 漁場の利用に関する事業（漁業の安定的な利用関係の確保のための連合会を間接に構成する者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
- 九 船だまり、船揚場、漁礁その他所属員の漁業に必要な設備の設置
- 十 会員の監査及び指導
- 十一 所属員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
- 十二 所属員の福利厚生に関する事業
- 十三 連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育及び所属員に対する一般的情報の提供
- 十四 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十五 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあつせん

十六 前各号の事業に附帯する事業

.....

第五章 水産加工業協同組合

(事業の種類)

第九十三条 水産加工業協同組合(以下この章及び次章において「組合」という。)

は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 四 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- 五 組合員の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 六 組合員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査
- 六の二 組合員の共済に関する事業
- 七 組合員の福利厚生に関する事業
- 八 水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供
- 九 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十 前各号の事業に附帯する事業

第六章 水産加工業協同組合連合会

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。)

は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 連合会を直接又は間接に構成する者(以下この章において「所属員」と総称する。)の事業に必要な資金の貸付け
- 二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 所属員の事業に必要な物資の供給
- 四 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置
- 五 所属員の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 六 所属員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査
- 七 会員の監査及び指導

- 八 所属員の福利厚生に関する事業
- 九 水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供
- 十 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十一 前各号の事業に附帯する事業

第九十四条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

- 一 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者
- 二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業を営む法人であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が一億円以下であるもの

II、水産庁における位置付け

① 現在の所管課 漁政部 加工流通課

(加工流通課の所掌事務) 農林水産省組織令

第三百三十二条 加工流通課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水産物の加工、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 二 水産業専用物品及び氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材並びに冷凍及び冷蔵に関すること（水産用資材にあつては、経済産業省の所掌に属するものを除く。）。
- 三 水産業における資源の有効な利用の確保に関すること。

② 現行予算における主な水産加工事業

系統関係を除いた水産加工業者（企業）のみを対象にした主な事業はない。

●平成 30 年度水産関係予算（1,772 億円）の中の水産加工に関する事業

(1) 水産物輸出倍増環境整備対策事業 1 億 8,800 万円

H A C C P 認定促進の取組み

(2) 国際水産物流通促進・消費拡大総合対策事業 7 億 600 万円

■平成 29 年度補正予算

水産物輸出促進緊急推進事業 10 億円

H A C C P 基準対応水産加工施設改修支援

●平成 29 年度水産関係予算（1,784 億円）の中の水産加工に関する事業

(1) 水産物輸出倍増環境整備対策事業 2 億 500 万円

- H A C C P 認定促進の取組み
- (2) 国際水産物流通促進・消費拡大総合対策事業 8 億円 (内加工業者 5 億 1000 万円)
- (3) 水産加工経営改善支援事業 3,100 万円
- 平成 28 年度補正予算
- 水産物輸出促進緊急推進事業 20 億円
- H A C C P 基準対応水産加工施設改修支援
- 平成 28 年度水産関係予算 (1,897 億円) の中の水産加工に関する事業
- (1) 水産物輸出倍増環境整備対策事業 2 億 4,400 万円
- H A C C P 認定促進の取組み
- (2) 国際水産物流通促進・消費拡大総合対策事業 7 億 5,200 円
- 平成 27 年度補正予算
- 水産物輸出促進緊急推進事業 25 億円
- H A C C P 基準対応水産加工施設改修支援

Ⅲ、過去の水産加工予算

過去の最も大きな水産加工予算 (東日本大震災関係予算除く) は、1969 年度から実施の「水産物産地加工流通センター形成事業」がある。基幹とされた産地を対象に水産加工の団地化を進めた。1978 年度までの 9 年間で 59 地域を対象に水産加工団地がつくられた。

Ⅳ、中小企業等協同組合法の水産加工業組合

所管：経済産業省 中小企業庁

中小企業等協同組合法 (1949 年：昭和二十四年法律第百八十一号)

第一章 総則

(法律の目的)

第一条 この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第二条 削除

第二章 中小企業等協同組合

第一節 通則

(種類)

第三条 中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

(人格及び住所)

第四条 組合は、法人とする。

- 2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(基準及び原則)

第五条 組合は、この法律に別段の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）の相互扶助を目的とすること。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
- 四 組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。
- 2 組合は、その行う事業によつてその組合員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。
- 3 組合は、特定の政党のために利用してはならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用については、同法第二十二條第一号の要件を備える組合とみなす。

- 一 事業協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの
 - イ 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）を超えない法人たる事業者

ロ 常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）を超えない事業者

（組合員の資格等）

第八条 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する小規模の事業者又は事業協同小組合で定款で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第九条の九第三項に規定する火災等共済組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する全ての小規模の事業者又は全ての事業協同小組合（その地区が全国にわたる火災等共済組合にあつては、これらの事業者又は事業協同小組合のうち、その定款で定める一の業種に属する事業を行うもの）とする。

3 事業協同小組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において主として自己の勤労によつて商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者であつて、おおむね常時使用する従業員の数が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人）を超えないもので定款で定めるものとする。

4 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に規定する小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者その他これらに準ずる者として内閣府令で定める者で定款で定めるものとする。

5 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

- 一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合（企業組合を除く。）
- 二 連合会の地区の全部又は一部を地区として他の法律に基づいて設立された協同組合

6 第九条の九第三項に規定する火災等共済組合連合会の会員たる資格を有する者は、前項第一号に掲げる者のうち、当該火災等共済組合連合会の定款で定める一の業種に属する事業を行う第二項に規定する小規模の事業者又は事業協同小組合をその組合員たる資格を有する者としてその定款に定める組合とする。

7 企業組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

一 個人

二 次のいずれかに該当する者（前号に掲げる者を除く。）であつて政令で定めるもの

第二節 事業

（事業協同組合及び事業協同小組合）

第九条の二 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業

二 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ

三 組合員の福利厚生に関する事業

四 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業

五 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する事業

六 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

七 前各号の事業に附帯する事業